



E-Bike Thomas

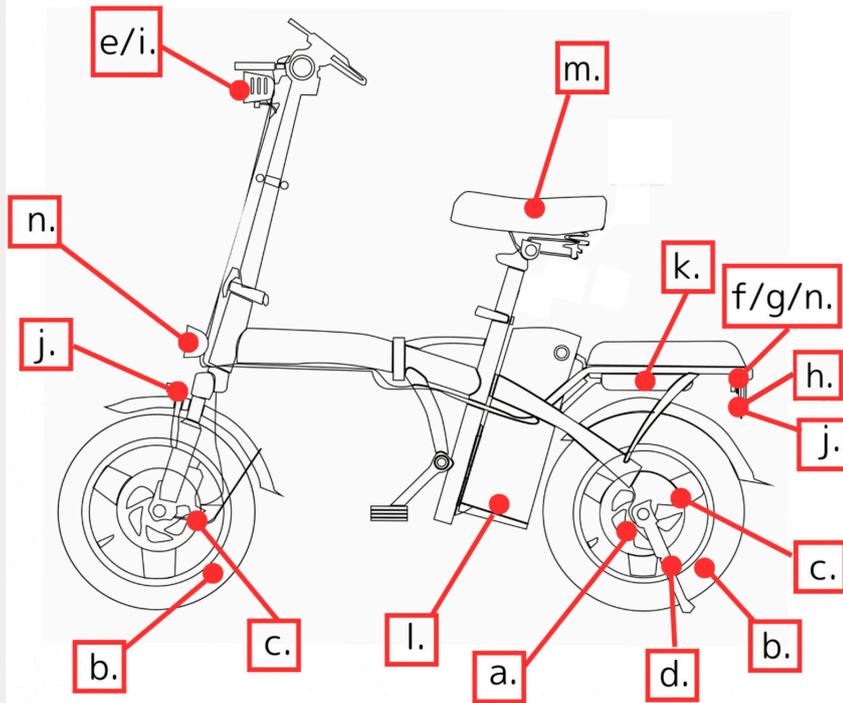
時代を変えるモビリティ

E-BIKE THOMAS

取扱説明書

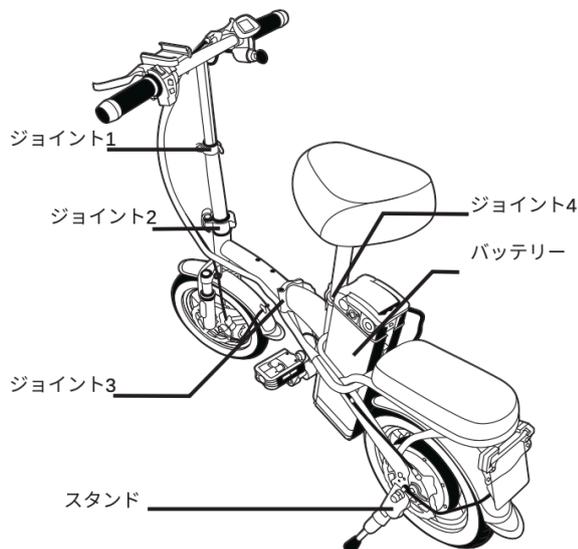
01 車体各部の説明

装置の全体像



- a. 電動機
- b. タイヤ（走行装置）
- c. 制動装置
- d. 駐車制動装置
- e. 前照灯
- f. 尾灯
- g. 制動灯
- h. 後部反射器
- i. 警音器
- j. 方向指示器
- k. コントローラー（速度抑制装置）
- l. 電気装置（バッテリー）
- m. 乗車装置
- n. 最高速度表示灯

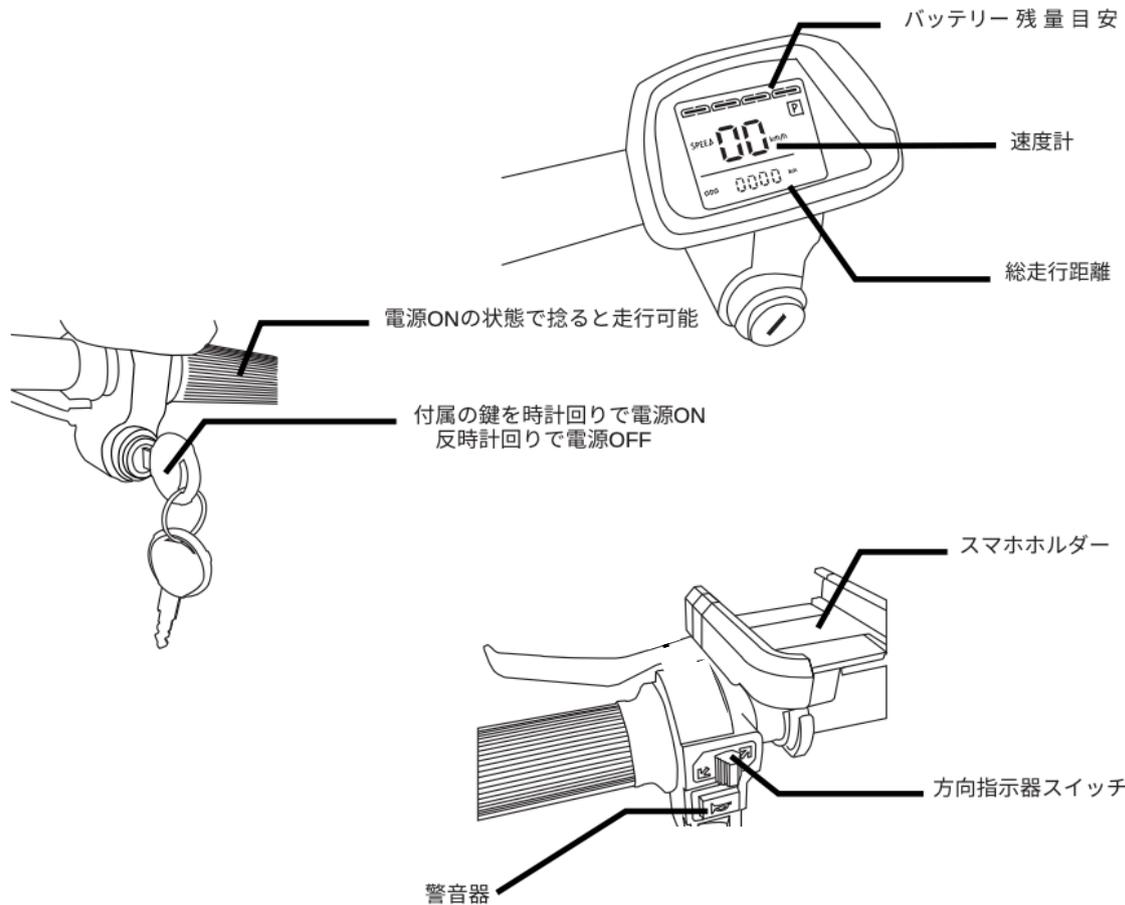
ジョイント部分



- ジョイント1 ハンドルの高さを調整する
- ジョイント2 ハンドルを折りたたむ／展開する
- ジョイント3 車体を折りたたむ／展開する
- ジョイント4 サドルの高さを調整する

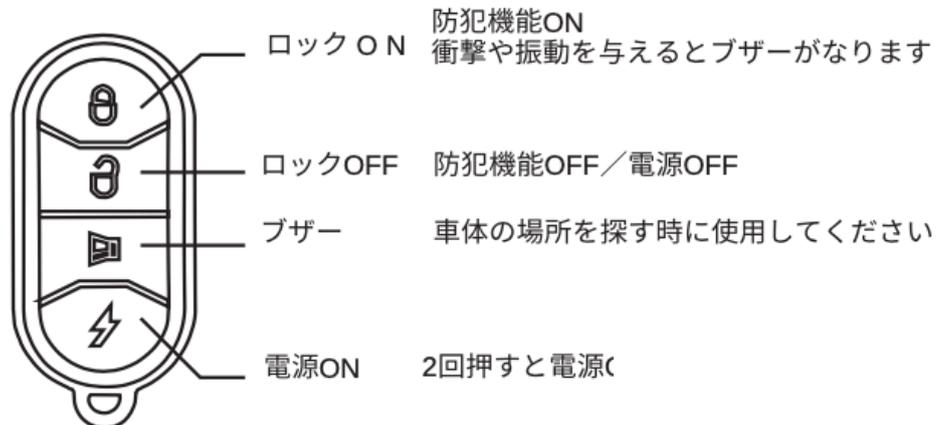
02 スイッチ類の使い方

手元部分



キーレス

※1 オプション又は一部車体に標準で搭載
※2 一部車両には搭載されていません



【キーレス防犯装置※1】

03 乗る前に必ずお読みください

お客様が製品に対して不正な改造を施している場合、修理中に何らかの損傷が製品に発生した場合は一切責任を負いません。不正な改造を施された車体の修理については、追加料金をいただきます。

アクセル付き電動自転車を購入された方へ

アクセル付き電動自転車は法律上、原動機付き自転車と位置付けられています。公道走行の際は必ず以下の点をお守りください。

- ① ナンバー登録、ナンバープレートの取り付けが必要です。
- ② 自賠責保険への加入が必要です。
- ③ ヘルメットの着用が義務付けられています。
- ④ 第一種原動機付自転車を運転できる免許の携帯が必要です。
- ⑤ 実際の交通ルールにしたがって走行してください。

1000Wモデルは原付二種扱いとなります。原付免許では運転できません。

特定小型原動機付自転車を購入された方へ

特定小型原動機付自転車は16歳以上であれば免許不要ですが、走行する際にはナンバープレートの取り付け及び自賠責保険への加入が義務付けられています。安全の観点から、走行する際は乗車用ヘルメットの着用をお勧めします。

新しい車両区分

特定小型原動機付自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

- 最高速度 **20km/h 以下**
- 定格出力 **0.6kW 以下**
- 車体の大きさ **長さ 1.9m 以下 / 幅 0.6m 以下**

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分（第一種原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

Q2 誰が乗れるの？
16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3 どこを走れるの？
・車道を通行しなければなりません。
・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？
公道を走行するに当たっては、
①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
②ナンバープレートを取り付け、
③自賠責保険（共済）に加入しなければなりません。（画面）

ルールを守って 電動キックボードに乗ろう

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

公道走行する前に確認を！

check 1 保安基準に適合していますか？

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したものは製造時に性能等確認シールが貼られます。

check 2 ナンバープレートは取り付けられていますか？

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。

check 3 自賠責保険（共済）に加入していますか？

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【性能等確認を受けた車両型式の情報ははこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr_000093.html
【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carin/rct/hotline.html>

車両型式情報 情報提供窓口

04 保管方法

バッテリー／電源アダプターのコード・プラグについて



警告

また、部品の傷つき、故障、感電、火災につながる可能性があります。この欄は「死亡または重症などを負う可能性が想定される」内容です。

バッテリーや充電器を落下させたり、衝撃を与えたりしないでください。

コードを破損させたり、表面を剥がしたりしないでください。

プラグにゴミや土、油などの異物を付着させないでください。

長時間使用しないときは必ず電源プラグをコンセントから抜いてください。

一般のゴミと一緒に捨てないでください。

破棄する際は各自治体のルールにしたがって処理してください。

バッテリーから液漏れがあった場合は、

皮膚や衣服に付着しないように十分注意してください。

万が一目に入ったり、皮膚に着いたりした場合は速やかに綺麗な水で十分洗い流し医師の治療を受けてください。

バッテリーや充電器が水没した場合や内部に水や異物混入時、異音発生時、発煙や異臭がした時は速やかに使用を中止し、販売店まで連絡してください。

バッテリー接続部に磁気を帯びたものを近づけないでください。

電源プラグ、充電プラグを濡れた手で抜き差ししないでください。

電源プラグ、充電プラグを根元まで完全に差し込んでください。

火の中に入れたり、加熱したりしないでください。

バッテリー、充電アダプター・コードは専用のため、他社の製品やその他用途には使用しないでください。

分解や改造をしないでください。

04 保管方法

使用者が実施すべき保管・点検方法

雨に濡れる屋外や浴室・洗面台などの水のかかりやすい場所で充電したり、保管・放置したりしないでください。

閉め切った車中や直射日光が当たる場所、高温になる場所にバッテリーを保管・放置しないでください。

ホコリの多い場所で充電したり保管したりしないでください。

過充電によりバッテリーの劣化につながりますので充電が完了したら、プラグを抜いてください。

車体やアシストユニットを分解、改造しないでください。

お手入れ時にはベンジン・シンナー・アルコール・磨き粉等使用しないでください

充電アダプター、コード、プラグが傷んだものは使用しないでください。

充電中はバッテリーや充電器が充分放熱できるように上にものを置かないようにしてください。

充電する際は、必ず専用の充電器を使用してください。

端子間に金属などを接触させないでください。針金などの金属の上に置いたり、一緒に保管・放置したりしないでください。

バッテリー接続部に磁気を帯びたものを近づけないでください。

電源はAC100~240V(50/60Hz)を使用してください。

コンセントやコードは定格内で使用してください。

故意にコードやプラグをショートさせないでください。

落下して怪我や破損につながりますので平らな場所においてください。

バッテリーを長時間放置しないでください。過放電によりバッテリーの劣化の原因になります。目安としては一ヶ月に一回完全充電してください。

コードが引っかかると怪我や破損に繋がりますので、充電はなるべく平らな場所で行ってください。

04 保管方法

走行前・走行中の注意点／その他注意事項

タイヤの空気圧や異常がないか確認してから走行してください。

軽い力でもペダルやアクセルの電動補助力が働きますので電源をONにしたまま駐車や押し歩きをしないでください。

転倒や接触事故につながり、怪我や賠償責任を発生時は必ずサドルにまたがり、バランスの取れた状態からゆっくり発進してください

ジョイント部分のロックがしっかりと固定されているか確認してから走行してください。

ウィンカーやライト、ブレーキが正常に固定されているか確認してから走行してください。

ペダルを畳んだまま発進、走行しないでください。

ウィンカーやライト、ブレーキが正常に固定されているか確認してから走行してください。

トラブルシューティング

何か不明点やご質問等ございましたら、ご購入の店舗までご連絡ください。

◆購入店舗情報 合同会社オキジサービス 営業所 大阪府東大阪市森河内東1-36-13